第明治三十五種郵便物認可

平成２２年（フ）第２３０１号
福岡市早良区室見４丁目17番５―205号
債務者　神埼浩一郎
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３２６号
福岡市早良区南庄６丁目２番35号
債務者　秋山　恭子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３９８号
福岡市南区井尻４丁目43番20号
債務者　中山　興寿
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４０２号
福岡県糟屋郡宇美町宇美東２丁目10番12号
債務者　齊藤　雅美
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４０４号
福岡市南区老司２丁目23番27―107号
債務者　永田　周一
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４８２号
福岡県筑紫野市大字原166番地66
債務者　海江田直子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５０１号
福岡市博多区博多駅南３丁目13番17号
債務者　小林　聖史
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５０２号
福岡市南区弥永５丁目23番15号
債務者　北村　　弘
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５０３号
福岡市南区弥永５丁目23番15号
債務者　北村　律子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５０９号
福岡県宗像市ひかりヶ丘４丁目11番地４
債務者　大庭　麻里（旧姓入江）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５２１号
福岡市西区生の松原４丁目５番１―１号
債務者　荒木　圭一
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５３５号
福岡市東区筥松４丁目４番２―404号
債務者　高瀬真理子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５５０号
福岡市博多区板付３丁目21番705号
債務者　芳野　榮子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５５６号
福岡県大野城市上大利２丁目16番20号　コーポ百合香202号
債務者　本田美惠子（旧姓河西）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５８４号
福岡県春日市岡本５丁目63番地小林ハイツ202号
債務者　一番ヶ瀬文雄
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５９４号
福岡県宗像市自由ヶ丘８丁目１番地17自由ヶ丘ファミリー102号
債務者　田中　幸子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６１８号
福岡市早良区城西１丁目８番16号
債務者　秋永　裕介
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６２２号
福岡県古賀市久保1309番地２　ＪＧＭ千鳥タウンコートＦ棟505号
債務者　工藤　範行
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部